

令和4年春季全国火災予防運動 ニライ消防本部 実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（2021年度全国統一防火標語）

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

3 実施期間

令和4年3月1日（火）から3月7日（月）までの7日間

4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

5 重点目標の取組に当たって効果的と考えられる具体的な推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性等の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
- ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
- エ 防災品の周知及び普及促進
- オ 消防団と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した広報の推進

(2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 火災予防広報の実施
- イ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
- ウ 火気取扱いにおける注意の徹底

(3) 放火火災防止対策の推進

- ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
- ウ 防火対象物における放火火災防止対策の徹底
- エ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

(4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備の放出事故の発生を踏まえた安全対策の再徹底
- エ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
- オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
- キ 表示制度及び公表制度の取組の推進
- ク 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- ケ 飲食店における防火安全対策の徹底

6 重点項目の設定

(1) 地域における防火安全体制の充実

- ア 火災予防広報パトロールの実施
- イ 地域住民への火災予防思想の普及を図る
- ウ 地域住民に対する火災予防広報の実施

(2) 商業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底

7 実施内容

- ア 公共施設及び事業所等への広報ポスター配布
- イ 管内電光掲示板及び管内ラジオ局を活用した広報
- ウ 火災予防広報パトロール（消防職・団員による広報パトロール）
- エ 構成町村広報誌への広報掲載
- オ 公共施設への広報横断幕の設置
- カ 立入検査の実施（特定防火対象物）
- キ ニライ消防ホームページへの広報掲載

8 その他

住宅防火 いのちを守る 10のポイント（4つの習慣、6つの対策）

4つの習慣

- (1) 寝たばこは絶対にしない、させない。
- (2) ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- (3) こんろを使うときは火のそばを離れない。
- (4) コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- (1) 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- (2) 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- (3) 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
- (4) 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使用方法を確認しておく。
- (5) お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- (6) 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。